



平成27年8月21日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 西川 保
(TEL. 06-6942-8761)

「従業員持株会支援信託E S O P」の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年8月21日開催の取締役会において、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させる等、当社グループの企業価値向上を図ること及び「ソフト99従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給することを目的としております。

2. 本制度について

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は、信託事務の一部を委託することを目的として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託者）に、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「信託口」といいます。）は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

本信託では、割当予定先である信託口が当社株式を一括して取得し、信託口は本持株会に対して定期的に当社株式を売却していきます。本信託終了時までには、信託口による本持株会への当社株式の売却を通じて、信託口の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。本信託の受益者適格要件は、本信託終了時に本持株会に加入していること、また、残余財産の分配基準は、本信託期間中に本持株会の会員各々が購入した株式数を基準としております。

なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入について保証をしており、本信託終了時において当社株式の価格の下落により、当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、当社と本信託との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託口が当社株式を取得します。

信託口の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

(参考) 本信託の概要

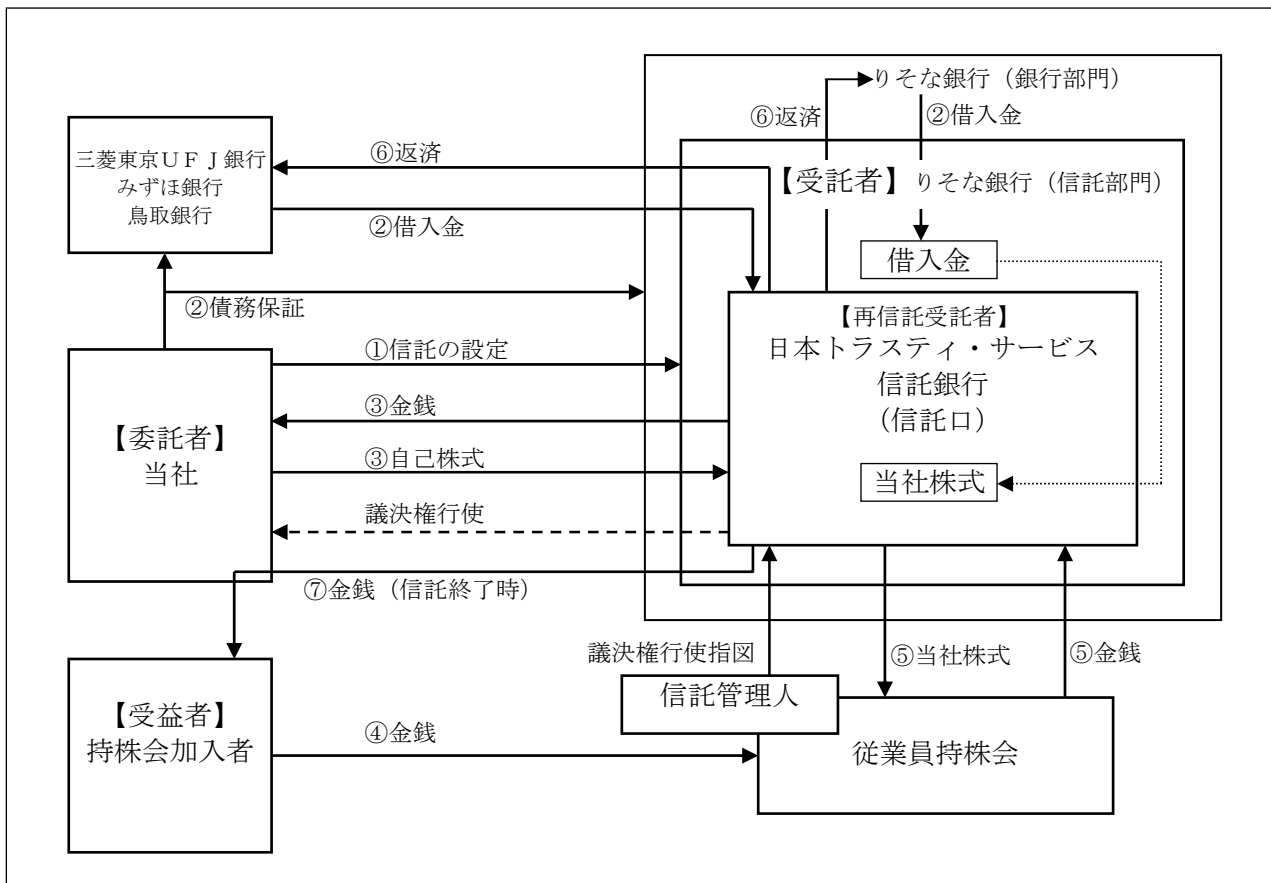
- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）
- ② 信託の目的 受益者要件を充足するソフト99グループの従業員に対する福利厚生制度の拡充及び本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 株式会社りそな銀行（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ⑤ 受益者 本持株会加入者のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 信託管理人となる要件を充足する当社従業員
- ⑦ 信託契約日 平成27年9月7日
- ⑧ 信託の期間 平成27年9月7日～平成30年9月30日
- ⑨ 議決権行使 受託者は、当社従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑩ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑪ 取得株式の総額 201,227,100円
- ⑫ 株式の取得方法 当社自己株式の処分による取得

1. 本持株会へ売り付ける予定の株式の総数
245,100株

2. 受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の仕組み)



- ①当社は、信託設定に係る金銭を信託に抛出し、本信託（他益信託）を設定します。
- ②本信託は、各金融機関から株式取得代金の借入れを行い（当社は各金融機関に対して債務保証を行います。）、借入れた資金を信託口に再信託します。
- ③信託口は借入れた資金で株式を取得します。信託口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社自己株式の割当を一括して行います。
- ④持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を抛出します。
- ⑤持株会は、毎月持株会加入者から抛出された買付代金をもって、信託口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥信託口は、持株会への株式の売却代金をもって借入金の本元を返済し、信託口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦本信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。本信託終了時には信託口の残余株式を処分し、借入金を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。
 （本信託終了時に、信託口が借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。）